

輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会条例

(令和4年2月22日条例第1号)

(設置)

第1条 輪島市の水道事業及び下水道事業の経営に関する事項を審議し、もって適切かつ効率的な経営に資するため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、輪島市水道事業及び下水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、事業経営の効率化及び利用者負担の適正化について、上下水道事業(輪島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(平成18年輪島市条例第210号)第3条第1項に規定する上下水道事業をいう。)の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営に関する事項について必要な調査及び審議を行い、その結果を管理者に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 水道又は下水道使用者
- (3) 公募による者
- (4) その他管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選により、副会長は会長の指名により定めるものとする。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長がともにないときは、管理者がこれを招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。